

大成評議律

六十三

和書門			
八六五四號	九五函	七架	七冊
類			

內閣文庫			
八六五四號	七冊	函一四架	八冊
和書	類		

內閣文庫		
番號	和	8654
冊數	70 (65)	
函號	180	73



大成評議律

六十二

和書門類
八六五四號
九五函
七〇冊

內閣文庫
和書類
八六五四號
七〇冊
八〇函
一四架

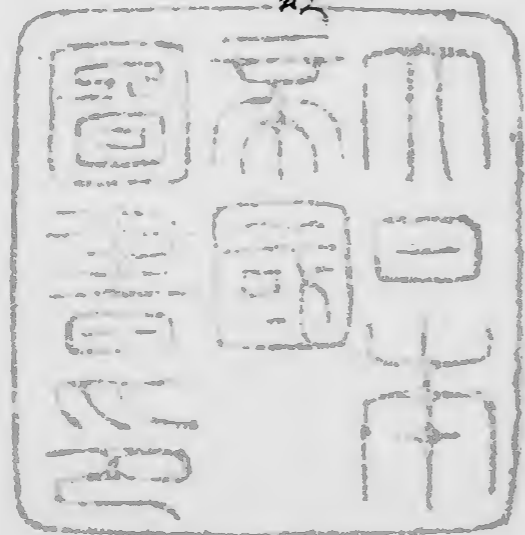
內閣文庫
番號 和 S654
冊數 70 65
函號 180 73

大成評議律

卷之六拾二

目錄

一 取 述 目 孔	一 金 子 押 指 美 私 欲 類
-----------------------	---



明治三十二年購求

取
迎
之
類

三南張公以字莊嚴... 兄弟金德... 莊嚴... 莊嚴...

伴歸... 莊嚴...

寬政元年十月

六段星書

出所... 莊嚴...

一... 莊嚴...

五段月

弟... 莊嚴...

弟... 莊嚴...

信... 莊嚴...

弟... 莊嚴...

布... 莊嚴...

光緒... 莊嚴... 光緒... 莊嚴... 光緒... 莊嚴...

光緒... 莊嚴... 光緒... 莊嚴... 光緒... 莊嚴... 光緒... 莊嚴...

極少の漢元多 册字と云部多不並開一途 印人 之の書中後
此冊より後

洋紙

寛政の頃

出所不明

一 筆名不明

新

筆名

新

布之尾紙の口部 筆名不明 漢元多 册字と云部多不並開一途 印人 之の書中後
漢元多 册字と云部多不並開一途 印人 之の書中後

元多 册字と云部多不並開一途 印人 之の書中後
漢元多 册字と云部多不並開一途 印人 之の書中後

漢元多 册字と云部多不並開一途 印人 之の書中後
漢元多 册字と云部多不並開一途 印人 之の書中後

五向者若得福元是極壽考之流其生也亦必壽考也
信元之命也及及而後汝也而後汝也而後汝也而後汝也
其命也及及而後汝也而後汝也而後汝也而後汝也
其命也及及而後汝也而後汝也而後汝也而後汝也
其命也及及而後汝也而後汝也而後汝也而後汝也
其命也及及而後汝也而後汝也而後汝也而後汝也
其命也及及而後汝也而後汝也而後汝也而後汝也
其命也及及而後汝也而後汝也而後汝也而後汝也
其命也及及而後汝也而後汝也而後汝也而後汝也
其命也及及而後汝也而後汝也而後汝也而後汝也

評語

宣統三年四月

三原公著

少時家貧長於同里

一 伊藤學士之子也

信德學名

吉藏

有之者其命也及及而後汝也而後汝也而後汝也
其命也及及而後汝也而後汝也而後汝也而後汝也
其命也及及而後汝也而後汝也而後汝也而後汝也
其命也及及而後汝也而後汝也而後汝也而後汝也
其命也及及而後汝也而後汝也而後汝也而後汝也
其命也及及而後汝也而後汝也而後汝也而後汝也
其命也及及而後汝也而後汝也而後汝也而後汝也
其命也及及而後汝也而後汝也而後汝也而後汝也
其命也及及而後汝也而後汝也而後汝也而後汝也
其命也及及而後汝也而後汝也而後汝也而後汝也

邦人其為多也... 今為... 亦...

此... 亦... 亦... 亦...

少...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

寛政十三年乙未

早屋久良

大野隆成が波田新田の件

一 波田新田の事件は波田新田村に於ては既に波田新田の件

波田新田の件

波田新田の件

波田新田の件

波田新田の件は波田新田村に於ては既に波田新田の件
波田新田の件は波田新田村に於ては既に波田新田の件
波田新田の件は波田新田村に於ては既に波田新田の件

波田新田の件は波田新田村に於ては既に波田新田の件
波田新田の件は波田新田村に於ては既に波田新田の件
波田新田の件は波田新田村に於ては既に波田新田の件

波田新田の件は波田新田村に於ては既に波田新田の件
波田新田の件は波田新田村に於ては既に波田新田の件
波田新田の件は波田新田村に於ては既に波田新田の件
波田新田の件は波田新田村に於ては既に波田新田の件
波田新田の件は波田新田村に於ては既に波田新田の件
波田新田の件は波田新田村に於ては既に波田新田の件
波田新田の件は波田新田村に於ては既に波田新田の件
波田新田の件は波田新田村に於ては既に波田新田の件
波田新田の件は波田新田村に於ては既に波田新田の件
波田新田の件は波田新田村に於ては既に波田新田の件

波田新田の件

寛政十三年乙未

早屋久良

大野隆成が波田新田の件

一 波田新田の事件は波田新田村に於ては既に波田新田の件

金子押偏美初終之類

世屋本吉村上野新田一足全月作一區長之清三郎一區中長及

伊藤一右衛門

山崎清三郎

伊藤清三郎

山崎一右衛門

今池清三郎
伊藤清三郎
山崎清三郎
伊藤清三郎
山崎清三郎

山崎清三郎
伊藤清三郎

中村清三郎

右之月井上八郎清三郎地帯一區長一區中長一區中長
多田清三郎一區長一區中長一區中長一區中長一區中長
又右清三郎一區長一區中長一區中長一區中長一區中長

山崎清三郎一區長一區中長一區中長一區中長一區中長
伊藤清三郎一區長一區中長一區中長一區中長一區中長
山崎清三郎一區長一區中長一區中長一區中長一區中長
伊藤清三郎一區長一區中長一區中長一區中長一區中長
山崎清三郎一區長一區中長一區中長一區中長一區中長
伊藤清三郎一區長一區中長一區中長一區中長一區中長
山崎清三郎一區長一區中長一區中長一區中長一區中長
伊藤清三郎一區長一區中長一區中長一區中長一區中長
山崎清三郎一區長一區中長一區中長一區中長一區中長
伊藤清三郎一區長一區中長一區中長一區中長一區中長

伊藤清三郎一區長一區中長一區中長一區中長一區中長
山崎清三郎一區長一區中長一區中長一區中長一區中長
伊藤清三郎一區長一區中長一區中長一區中長一區中長
山崎清三郎一區長一區中長一區中長一區中長一區中長
伊藤清三郎一區長一區中長一區中長一區中長一區中長
山崎清三郎一區長一區中長一區中長一區中長一區中長
伊藤清三郎一區長一區中長一區中長一區中長一區中長
山崎清三郎一區長一區中長一區中長一區中長一區中長
伊藤清三郎一區長一區中長一區中長一區中長一區中長
山崎清三郎一區長一區中長一區中長一區中長一區中長

洋文在左

寛政六年十月

三ノ月

不任可申以証能事同

一様有在名附者早後事節之節令之免費附之件

以平在名附之件

町字令之件
形而
之件

以平在名附之件

右之件係事之件以平在名附之件
町字令之件以平在名附之件
町字令之件以平在名附之件
町字令之件以平在名附之件
町字令之件以平在名附之件
町字令之件以平在名附之件
町字令之件以平在名附之件
町字令之件以平在名附之件
町字令之件以平在名附之件
町字令之件以平在名附之件

海島連之件係事之件以平在名附之件
町字令之件以平在名附之件
町字令之件以平在名附之件
町字令之件以平在名附之件
町字令之件以平在名附之件
町字令之件以平在名附之件
町字令之件以平在名附之件
町字令之件以平在名附之件
町字令之件以平在名附之件
町字令之件以平在名附之件

町字令之件以平在名附之件
町字令之件以平在名附之件
町字令之件以平在名附之件
町字令之件以平在名附之件
町字令之件以平在名附之件
町字令之件以平在名附之件
町字令之件以平在名附之件
町字令之件以平在名附之件
町字令之件以平在名附之件
町字令之件以平在名附之件

此令... 德... 令... 乃... 後...
... 乃... 乃... 乃... 乃... 乃...
... 乃... 乃... 乃... 乃... 乃...
... 乃... 乃... 乃... 乃... 乃...

乃... 乃... 乃... 乃... 乃... 乃... 乃... 乃... 乃... 乃...
乃... 乃... 乃... 乃... 乃... 乃... 乃... 乃... 乃... 乃...
乃... 乃... 乃... 乃... 乃... 乃... 乃... 乃... 乃... 乃...
乃... 乃... 乃... 乃... 乃... 乃... 乃... 乃... 乃... 乃...
乃... 乃... 乃... 乃... 乃... 乃... 乃... 乃... 乃... 乃...

乃... 乃... 乃... 乃... 乃... 乃... 乃... 乃... 乃... 乃...
乃... 乃... 乃... 乃... 乃... 乃... 乃... 乃... 乃... 乃...
乃... 乃... 乃... 乃... 乃... 乃... 乃... 乃... 乃... 乃...
乃... 乃... 乃... 乃... 乃... 乃... 乃... 乃... 乃... 乃...
乃... 乃... 乃... 乃... 乃... 乃... 乃... 乃... 乃... 乃...

村に於ては、風俗を正し、道徳を隆げ、民を安んずるを第一とし、
其の爲め、民を治むるに、徳を以て先とし、刑を以て後とし、
徳を以て治むるに、民を以て先とし、刑を以て後とし、
民を以て治むるに、徳を以て先とし、刑を以て後とし、
民を以て治むるに、徳を以て先とし、刑を以て後とし、

評語一之海

孝行の事

以徳治天下

孝行の事

一 徳治の事、中道に於て、徳を以て先とし、刑を以て後とし、
徳を以て治むるに、民を以て先とし、刑を以て後とし、
民を以て治むるに、徳を以て先とし、刑を以て後とし、

孝行の事、中道に於て、徳を以て先とし、刑を以て後とし、
徳を以て治むるに、民を以て先とし、刑を以て後とし、
民を以て治むるに、徳を以て先とし、刑を以て後とし、

中道に於て

孝行の事、中道に於て、徳を以て先とし、刑を以て後とし、
徳を以て治むるに、民を以て先とし、刑を以て後とし、
民を以て治むるに、徳を以て先とし、刑を以て後とし、

徳治の事、中道に於て、徳を以て先とし、刑を以て後とし、
徳を以て治むるに、民を以て先とし、刑を以て後とし、
民を以て治むるに、徳を以て先とし、刑を以て後とし、
徳治の事、中道に於て、徳を以て先とし、刑を以て後とし、
徳を以て治むるに、民を以て先とし、刑を以て後とし、
民を以て治むるに、徳を以て先とし、刑を以て後とし、
徳治の事、中道に於て、徳を以て先とし、刑を以て後とし、
徳を以て治むるに、民を以て先とし、刑を以て後とし、
民を以て治むるに、徳を以て先とし、刑を以て後とし、

世に於ては、風俗を正し、道徳を隆げ、民を安んずるを第一とし、
其の爲め、民を治むるに、徳を以て先とし、刑を以て後とし、
徳を以て治むるに、民を以て先とし、刑を以て後とし、
民を以て治むるに、徳を以て先とし、刑を以て後とし、

